

静岡県と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との地方創生に関する包括提携協定

静岡県（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「乙」という。）は、地方創生の実現を図るため、互いに連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が密接に連携・協力し、双方の資源を有効に活用した協働を推進することにより、喫緊の課題である人口減少を克服し、地方創生の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 地域の安全・安心の確保、災害時の支援に関すること
- (2) 県政情報の発信に関すること
- (3) 子ども・青少年の育成支援、子育て支援に関すること
- (4) 観光の振興に関すること
- (5) 文化・芸術・スポーツの振興に関すること
- (6) 県産品の販路拡大や地産地消の推進、地域産業の振興に関すること
- (7) 県民生活の向上や環境の保全に関すること
- (8) 健康増進、高齢者・障害のある方への支援に関すること
- (9) 交通ネットワークの充実、富士山静岡空港の利用促進・PRに関すること
- (10) その他、地方創生の推進に関すること

2 甲及び乙（次項に規定する関係会社を含む。）は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は第1項に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。その場合、原則として、当該関係会社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して、疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

上記の協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を所持する。

平成28年11月29日

甲：静岡県静岡市葵区迫手町9番6号
静岡県知事

川勝平太

乙：東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
専務執行役員

渡邊良弘